

(目的)

第1条 この規則は、学校法人東京経済大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)を施行するため、必要な事項について定める。

(常務理事の選任等)

第2条 寄附行為第5条第3項に定める常務理事の選任は、理事長が、学長と協議した候補者を理事会に提案し、その承認を得て行う。

- 2 常務理事の分掌は、理事会において定める。
- 3 常務理事は、理事の任期が終わったときに退任する。

(役員 of 任期等)

第3条 寄附行為第6条第1項第2号に定める副学長の理事の任期は、2年以内とする。

- 2 寄附行為第6条第1項第3号に定める学部長の理事の任期は、2年以内とし、任期中に交代したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 寄附行為第8条第1項に定める役員 of 任期の開始日は6月1日とし、終了日は5月31日とする。
- 4 寄附行為第6条第1項第5号に定める理事及び同項第6号に定める理事並びに寄附行為第7条第1項に定める監事は、原則として、それぞれの選任区分に基づいて連続して9年を超えては選任しないこととする。ただし、在任期間のうち前任者の残任期間がある場合は、これを含まない。
- 5 前項の役員は、就任時満80歳を超えては選任しないこととする。

(理事 of 選任)

第4条 寄附行為第6条第1項第2号 of 定めに基づき、副学長に選任された者は、これを理事とする。

- 2 寄附行為第6条第1項第3号に定める学部長 of 理事選任(任期中に交代したときを含む。)は、経済学部長、経営学部長、コミュニケーション学部長及び現代法学部長 of 互選に基づき、学長が候補者を理事会に提案し、理事会が決定する。
- 3 寄附行為第6条第1項第5号に定める卒業生評議員 of 理事選任は、次の各号による。
 - (1) 卒業生理事候補者(以下この項において「候補者」という。)を選定するために、卒業生理事候補者選考委員会(以下この項において「委員会」という。)を設ける。
 - (2) 委員会は、卒業生評議員のうちから7人の委員をもって構成し、委員は理事長が卒業生評議員 of 集会(以下「卒業生評議員集会」という。)に諮った上で決定し、委嘱する。
 - (3) 委員会は、卒業生評議員予定者 of うちから候補者5人を選考し、卒業生評議員集会に提案し、卒業生評議員集会が選任する。
 - (4) 卒業生評議員集会は理事長が招集し、議長は、卒業生評議員集会で互選する。ただし、評議員会 of 議長又は副議長が卒業生評議員であるときは、この議長を評議員会議長、副議長 of 順で充てる。

4 寄附行為第6条第1項第6号に定める学識経験者の理事選任は、次の各号による。

- (1) 学識経験者理事候補者(以下この項において「候補者」という。)を選定するために、学識経験者理事候補者選考委員会(以下この項において「委員会」という。)を設ける。
- (2) 委員会は、理事長、学長及び寄附行為第6条第1項第2号から第4号に定める理事、寄附行為第6条第1項第5号に定める理事、寄附行為第6条第1項第6号に定める理事の各区分から理事長が指名する理事各1人をもって構成し、理事長が委員長となる。
- (3) 委員会は、学識経験者のうちから候補者5人を選考し、現任理事の任期満了日までに理事会に提案し、理事会が選任する。

(監事の選任)

第5条 寄附行為第7条第1項に定める監事の選任は、理事長が理事会の議を経た候補者を評議員会に諮り、その同意を得て、理事長が選任する。

(理事長職務の一部委託)

第6条 理事長は、学校教育法第92条及び東京経済大学学則第52条に基づく学長による大学の運営を尊重するとともに、理事会と大学との円滑かつ良好な関係を維持・発展させるため、以下に掲げる理事会に付議すべき事項の立案を学長に委託する。

- (1) 学生定員及び学生入学者数に関する事項
- (2) 大学の学部・学科、大学院の研究科の設置・廃止に関する事項
- (3) 教育研究事業を対象とする補助金に関する事項
- (4) 教職員の採用及び身分に関する事項
- (5) 教職員役職者の任免に関する事項
- (6) 大学の重要な規程の制定・改廃に関する事項
- (7) 大学の式典・行事に関する事項
- (8) 他大学等との協定の締結に関する事項
- (9) その他理事長が必要と認めた事項

(大学運営会議)

第7条 学長が行う大学の運営における意思決定及び前条に規定する理事長から学長に委託された業務の遂行につき、学長を補佐することを目的として大学運営会議を大学に設ける。

2 大学運営会議の規程は、別に定める。

(常務理事会)

第8条 理事会の下に、常務理事会を置く。

2 常務理事会は、理事長、学長及び常務理事で構成し、理事長が招集する。

3 常務理事会は、次の各号に掲げる事項について、協議、決定及び連絡調整を行う。

- (1) 理事会に付議する大学経営の基本的事項に関すること
- (2) 理事会決定事項の執行に関すること
- (3) この法人の日常業務の執行に関すること

(経理・物品調達等)

第9条 理事会の業務のうち、経理に関する業務の処理、固定資産・物品等の調達及び管理並びに資金運用に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第10条 寄附行為第21条第1項に定める評議員の任期の開始日は6月1日とし、終了日は5月31日とする。

(評議員会議長及び副議長)

第11条 寄附行為第23条第2項に定める評議員会で選任した評議員会議長(以下「議長」という。)又は評議員会副議長(以下「副議長」という。)が欠けた場合の補欠の議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議長に事故あるときは、副議長が議長を代理する。

3 議長及び副議長がともに事故あるときは、評議員会において議長の職務を代理する者を定める。

(事務局)

第12条 法人及び大学の事務を処理するため、大学に事務局を置く。

2 事務局の組織と分掌の規程は、別に定める。

3 寄附行為第6条第1項第4号に定める事務局長の選任は、学長が大学事務職員のうちから理事長と協議した候補者を理事会に提案し、その承認を得て行う。

4 事務局長の任期は3年とし、重任を妨げない。ただし、事務局長の在任期間は、原則として、連続して6年を超えることはできない。

5 事務局長は、理事長及び学長の統括の下に、事務局を指揮し、事務局業務を掌理する。

6 学長は、理事長と協議した上で、事務局長を解任することができる。解任は、学長が、その事由を示して、理事会において行う。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で理事会が行う。

附 則

1 この規則は、1998年(平成10年)12月1日から施行する。

2 この規則の施行により、「事務局設置要綱」は廃止する。

附 則

この規則は、2004年(平成16年)5月20日から改正施行する。

附 則

この規則は、2004年(平成16年)5月28日から改正施行する。

附 則

この規則は、2005年(平成17年)3月30日の文部科学大臣の寄附行為の認可に基づき、2005

年(平成17年)4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、2007年(平成19年)3月22日から改正施行する。

附 則

この規則は、2013年(平成25年)6月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、2015年(平成27年)4月1日から改正施行する。